

仕様書

業務委託名 : 宜野湾市地域防災計画見直し等支援業務委託
業務委託場所 : 宜野湾市内
業務委託期間 : 契約締結日から令和9年3月31日まで

第1章 総 則

〔適用〕

第1条 本特記仕様書は、宜野湾市（以下、「本市」という。）が行う「宜野湾市地域防災計画見直し等支援業務委託」について適用する。

〔業務目的〕

第2条 本業務は、令和4年3月に策定した宜野湾市地域防災計画について、国の防災基本計画（令和7年7月1日 中央防災会議決定）や沖縄県地域防災計画（令和7年3月修正）の改訂内容との整合を図るとともに、宜野湾市（以下、「本市」という。）における組織の改正を踏まえ、計画の見直しを行うことを目的とする。

また、地域防災計画と同時期に策定した防災関連計画についても、本市における災害に強い都市の創出に向け、地域防災計画の見直しとの整合を図りつつ、必要となる見直しを行うものとする。

〔業務概要〕

第3条 本作業は、以下を概要とし、詳細は、「第2章 業務内容」のとおりとする。

1. 計画準備
2. 地域防災計画見直し支援業務
3. 業務継続計画（BCP）改定支援業務
4. 国土強靭化地域計画改定支援業務
5. 庁内部会開催支援
7. 防災会議開催支援
8. 打合せ協議

〔関係法令等の遵守〕

第4条 本業務を実施するにあたっては、本特記仕様書のほか、下記の関係法令、規則、通達等を遵守しなければならない。

- (1) 災害対策基本法（同施行令、施行規則）
- (2) 災害救助法（同施行令、施行規則）
- (3) 水防法（同施行令、施行規則）
- (4) 河川法（同施行令、施行規則）
- (5) 大規模災害からの復興に関する法律
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律
- (7) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化法（同施行令、施行規則）
- (8) 土木設計業務等共通仕様書（沖縄県）

(9) その他関係法令並びに規定

[提出書類]

第5条 受託者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者、照査技術者及び主任技術者、担当技術者届（経歴書添付）
- (3) 業務作業工程表
- (4) 完了届及び作業（打合せ）記録簿
- (5) 納品書
- (6) その他発注者が必要とみなした書類

[管理技術者等]

第6条 本業務には管理技術者及び照査技術者を配置するものとする。管理技術者及び照査技術者は、技術士登録の総合技術監理部門（都市計画及び地方計画）、建設部門（都市及び地方計画）のいずれかの資格を有する者とし、管理技術者においては、過去5年以内（令和3年度～令和7年度）に沖縄県内の地域防災計画の策定または見直しに関する業務の実績を有する者とする。

また、業務の特性上、綿密な打ち合わせや細部に渡る調整等が必要となる為、突発的な打ち合わせや相互の確認作業等への迅速な対応を求められることから、担当技術者には、県内の支店または事務所常駐者を1名以上含めるものとし、代表者が発行する在籍証明書や公共料金支払いの領収書等により証明しなければならない。

※管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、それぞれを兼ねることはできない。

[委託業務実績データ作成・登録]

第7条 契約金額が100万円以上の業務において、受託者は、契約時又は完了時及び変更・訂正時に測量調査設計業務実績情報サービス（T E C R I S）に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、委託者の確認（署名、押印及び電子メールアドレスの記入）を受けた後に、財団法人日本建設情報総合センターに登録すること。

また、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。

- ・受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- ・完了時登録データの提出期限は、完成後10日以内とする。
- ・業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たなかった場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

[打合せ等]

第8条 本業務の実施にあたっては、業務工程表に従って行い、管理技術者は事前に十分係員と打合せを行い、手戻りを生じないよう努めなければならない。また、作業打合せにおいては記録簿を作成し、担当職員へ提出確認を行った後、相互に保管するものとする。

[資料の作成及び諸手続き]

第9条 受託者は、関係官公庁及びその他関係機関との協議、または諸手続に必要な資料の提出を求められた場合は、速やかに対処すること。

〔土地の立入り〕

第10条 作業のための土地の立ち入りにあたっては、作業員は身分証明書を携帯すること。なお、土地の立ち入りにあたっては、立木・農作物・工作物等の伐採等により、関係権利者に損害を与えた場合においては、受託者がその賠償の責を負うものとする。

〔資料等の貸与〕

第11条 本作業に必要な関係資料は、受託者からの請求に基づき貸与する。ただし、貸与した資料は、職員の許可なくして他に公表、貸与してはならない。

〔秘密の保持〕

第12条 受託者は、業務上知り得た事項について他に漏らしてはならない。

〔疑義〕

第13条 本特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、担当職員と協議の上、実施するものとする。

〔成果品の検査〕

第14条 本業務は、成果品の検査の合格をもって完了とする。また、完了後において瑕疵が発見された場合は修正又は、再作業を行うものとする。

〔成果品の帰属〕

第15条 本業務の成果品は、すべて発注者の管理及び帰属とする。

〔雑則〕

第16条 本特記仕様書に明記されていない事項については、担当職員との協議の上、決定しなければならない。

第2章 業務内容

〔計画準備〕

第17条 業務の円滑な遂行のため、業務内容を把握するとともに、作業工程及び仕様の確認・検討の他、作業計画書を立案する。

〔地域防災計画見直し支援業務〕

第18条 令和4年3月に策定した「宜野湾市地域防災計画」について、国や県の防災関連計画との整合を図りつつ、宜野湾市の地域に係る災害対策に関する事項について必要となる見直しを行う。

1. 基礎調査

現在の「宜野湾市地域防災計画」の策定以降の関係法令の改定、上位関連計画の変更、宜野湾市機構改革や近年の災害発生状況等といった、「宜野湾市地域防災計画」に関連する事項について基礎調査を行う。

特に地震災害、風水害等の災害履歴の確認や建物被害、人的被害等の被害想

定等についての情報収集を行い、とりまとめる。

また、災害対策本部など防災体制に関しては、他自治体の事例を調査のうえ検討を行う。

2. 宜野湾市地域防災計画の見直し

基礎調査の結果を踏まえ、上位関連計画との整合を図り「宜野湾市地域防災計画」の見直しを行うとともに資料編及び関連するマニュアルについて検討及び見直しを行う。

3. 新旧対照表作成

府内部会や検討委員会等にて検討しとりまとめた「宜野湾市地域防災計画(案)」について、現行計画との比較を行い、新旧対象表の作成を行う。

4. 県協議対応資料作成

改定を行った「宜野湾市地域防災計画(案)」について、沖縄県へ照会を行い、指摘及び意見のあった内容について対応資料の作成を行う。

5. 宜野湾市地域防災計画(本編・資料編)等作成

これまでの調査・検討結果を踏まえ「宜野湾市地域防災計画(本編・資料編)」及び関連マニュアルの作成を行う。

[パブリックコメントの実施支援]

第19条 地域防災計画の案について、広く市民に公表し、意見を求めるために実施するパブリックコメントについて、公表用の資料作成及び意見の整理、回答(案)の作成等を行う。

[防災会議開催支援]

第20条 地域防災計画の案について、宜野湾市防災会議を開催して意見聴取及び決定を行う。防災会議の開催回数は3回程度とし、本業務では開催に係る資料作成を行うとともに、会議へ出席し、協議内容を把握し計画策定に反映するものとする。

[業務継続計画(BCP)改定支援業務]

第21条 災害応急対応業務及び災害時における優先度の高い通常業務を選定し、執行体制、対応手順、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分等について定める「宜野湾市業務継続計画(BCP)」の改定版を策定する。策定にあたっては、第24条に定める府内検討部会において全府的な連携を見据えた検討を行うものとする。

1. 被害状況の設定

既往の調査、検討結果及び関連資料などから、本市に特に影響が大きいと考えられる地震災害を対象として地震災害発生時の被害状況を整理するとともに、業務継続への影響について勘案し被災シナリオを作成する。

2. 参集職員の推計

地震等災害が市職員の勤務時間外に発生した場合、徒歩又は自転車等による緊急参集の状況を把握するため、職員アンケート調査を実施した上で、居住地や交通機関の運行状況を勘案し、時系列に参集状況を推計する。

3. 非常時優先業務の選定

本市の各部署が平常時に行っている業務(通常業務)及び、地域防災計画に記載された災害対応業務を抽出し、部署別にとりまとめた上で、それらの業務から非常時優先業務を選定する。

4. 対策案検討

参考職員の推計分析結果に基づき、実行可能性を整理した上で、想定した被害状況下での非常時優先業務の遂行において、問題点・課題を整理するとともに、課題に対して災害発生前の事前対策と発生後の対策検討を行う。

5. 業務継続計画（BCP）（改訂版）のとりまとめ

業務継続計画（BCP）において、これまでに検討した内容について、宜野湾市業務継続計画（改訂版）としてとりまとめることとする。

〔国土強靭化地域計画改定支援業務〕

第22条 令和4年3月に策定した「宜野湾市国土強靭化地域計画」について、計画策定から5年が経過し見直し時期となることから、現行計画の評価検証を行ったうえで改定版を策定する。改定にあたっては、第24条に定める府内検討部会において全庁的な連携を見据えた検討を行うものとする。

1. 資料収集整理

国の「国土強靭化基本計画」及び沖縄県の「沖縄県国土強靭化地域計画」と合わせ関連防災・減災等に関する既往資料や各種関連計画についても収集・整理する。

2. リスクシナリオ（最悪の事態）の設定

各種計画及び既往の統計資料等から、本市における自然災害の状況など、強靭化にあたっての地域の現状を整理する。また、県計画に準じて、大規模自然災害を対象に対するリスクシナリオを設定する。

3. 施策分野の設定

国計画の施策分野（12の個別施策分野と6つの横断的分野）及び県計画を参考に、本市の総合計画の分野を踏まえ、施策・事業等を分類する施策分野・横断的分野を設定する。

4. 脆弱性の分析・評価、課題の検討

国計画及び県計画における脆弱性の分析・評価、課題の検討方法に準じて、本市における脆弱性を分析・評価する。

5. リスクへの対応方策の検討

本市において、いかなる災害等が発生しても地域が強靭であるよう備えるべき目標を、国計画及び県計画と整合を図りつつ設定する。

また、脆弱性の評価及び整理した課題に基づき、施策分野について今後必要となる施策・事業を検討し、推進方針の案として施策分野・横断的分野ごとに整理する。

6. 対応方策について重点化・優先順位の設定

大規模自然災害発生時に本市が直面するリスクを踏まえ、事態が回避されなかった場合の影響の大きさや重要性、緊急度等を考慮して、施策や事業等の重点化・優先順位付けを行う。

7. 国土強靭化地域計画（改定版）のとりまとめ

これまでに整理・検討した事項を踏まえ、宜野湾市国土強靭化地域計画（改定版）としてとりまとめることとする。

〔府内検討部会開催支援〕

第23条 国土強靭化地域計画及び業務継続計画（BCP）の改定に際し、計画に対する横断

的な検討や調整を行うため、庁内関係部署の代表者により構成される分野を超えた横断的組織による庁内検討部会にて議論する。検討部会の開催回数は3回程度とし、状況に応じて会議形式及びヒアリング形式を選択して実施するものとし、本業務では開催に係る資料作成、出席、議事録作成等の支援を行う。

〔打合せ協議〕

第24条 各種条件の確認や作業を円滑にすすめるために、打合せ協議を実施するものとし、協議は業務着手時、中間（3回）、業務完了時の5回程度を基本として実施する。協議内容については、協議簿を作成し発注者に提出・確認を行ったうえで、協議内容について承諾を得るものとする。

第3章 成果品

〔成果品〕

第25条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

(1) 地域防災計画 製本	50部
(2) 地域防災計画 概要版	100部
(3) 業務継続計画（B C P） 製本	50部
(4) 業務継続計画（B C P） 概要版	100部
(5) 国土強靭化計画 製本	50部
(6) 国土強靭化計画 概要版	100部
(7) 上記電子データ（C D-R等）	1式
(8) その他、発注者が必要と認める資料	1式